

倉敷市告示第328号

倉敷市移住等希望者支援交通費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月30日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

倉敷市移住等希望者支援交通費補助金交付要綱

倉敷市移住希望者就職活動支援交通費補助金交付要綱（令和2年倉敷市告示第458号）の全部を改正する。

（目的等）

第1条 この要綱は、東京圏又は大阪圏に在住し、本市への移住等（本市に移住し、又は二地域居住により本市に新たに生活の拠点を設けることをいう。以下同じ。）を希望する者（以下「移住等希望者」という。）が、本市で移住等活動を行う場合に要する交通費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、東京圏又は大阪圏から本市への移住及び二地域居住の促進を図り、もって本市の人口減少の抑制及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- （2）大阪圏 大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう。
- （3）市内企業等 市内に本社、支社、事務所等を有する法人（国又は地方公共団体を除く。）をいう。
- （4）採用面接 市内企業等が市内の本社、支社、事務所等で雇用する者を採用するために市内において実施する面接を受けることをいう。
- （5）住居探し 市内での住居又は生活の拠点を探すために不動産事業者等を訪問すること等をいう。
- （6）移住等活動 移住等希望者が市内で行う移住等の実現に向けた活動で、採用面接又は

住居探しを含んだものをいう。

(7) 転入 新たに本市の区域内に住所を定めること（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により市長に届け出たものに限る。）をいう。

(8) 移住 転入のうち、進学及び転勤（家族の転勤を含み、テレワーク（被用者、法人代表者等（法人の代表者又は役員等をいう。以下この号において同じ。）又は個人事業主等（個人事業主（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出をした者をいう。）その他の個人で事業を営む者をいう。以下この号において同じ。）が、情報通信技術を利用することによって、事業場（法人並びに法人の子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）及び関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。）の本店、支店及び営業所等又は個人事業主等が事業を行う事業所をいい、法人代表者等又は個人事業主等が自宅を兼ねるものを除く。）以外の場所において就労、法人の経営又は事業を行うことをいう。）によるものを除く。）の目的によるものを除いたものをいう。

(9) 二地域居住 主な生活の拠点とは別の地域にも生活の拠点を設け、本市に設ける生活拠点において1年度のうち概ね1月以上の期間を過ごす居住の形態をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 本市への移住等を希望する者であること。

(2) 東京圏又は大阪圏に在住する者であること。

(3) 採用面接を受ける者又は住居探しを行う者（住居探しを行う者については、移住等活動の期間内の開庁日にくらしき移住定住推進室を訪問した者に限る。）であること。

(4) くらしき移住定住推進室又は市の就労支援窓口（本市への移住を希望する者への就労支援を行うために東京都及び大阪府に本市が設置する窓口をいう。）において移住等活動の日前に登録手続を行った者であること。

(5) 住居探しを行う者については、出発日の7日前までに、移住等活動に係る計画を記載した所定の移住等活動計画兼報告書をくらしき移住定住推進室又は市の就労支援窓口に提出し、確認を受けた者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 交付対象者と同居する移住等希望者が同一の行程で当該補助金の交付を申請していないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象者として適当と認めた者であること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、交付対象者が1回の移住等活動について、移住等活動の最初の日の5日前から移住等活動の最後の日の5日後までの間の交付対象者の自宅から市内への最初の到着地まで及び最後の市内の出発地から交付対象者の自宅までの移動に要する鉄道、高速乗合バス（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運航であつて、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するものをいう。）及び航空機（岡山空港から倉敷駅までの岡山桃太郎空港リムジンバスを含む。以下この条において同じ。）の利用に係る費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、大阪圏に在住する者の航空機の利用に係る費用は補助対象経費としない。

3 交付対象者と同居する移住等希望者が、交付対象者と同一の行程で住居探しに係る移住等活動を行う場合は、同居する移住等希望者1人に限り第1項の規定により算出した費用を補助対象経費とすることができる。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の半額とし、交付対象者及び同居する移住等希望者（前条第3項に該当する場合に限る。）1人につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。ただし、国、県、本市以外の市町村又は企業若しくは団体から同様の補助金の交付を受けている、又は今後受ける予定である場合は、当該同様の補助金の額を差し引いた額とする。

(1) 東京圏に在住する者 16,000円

(2) 大阪圏に在住する者 6,000円

2 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付回数等)

第6条 補助金の交付回数は、一の交付対象者について、1年度当たり2回を限度とする。ただし、住居探しに係る移住等活動については、1年度当たり1回(第4条第3項の規定により同居する移住等希望者として交付対象となった場合を含む。)を限度とする。

(交付申請)

第7条 申請者(補助金の交付を受けようとする者をいう。以下同じ。)は、移住等活動の最後の日から起算して1月以内に、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、くらしき移住定住推進室又は市の就労支援窓口を通じて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者及び同居する移住等希望者の生年月日及び移住等活動時の居住地を証する書類

(2) 次に掲げる移住等活動の区分に応じ、それぞれに定める書類

ア 採用面接 所定の面接実施証明書

イ 住居探し 所定の移住等活動計画兼報告書

(3) 利用した公共交通機関が発行する領収書その他の補助対象経費の支払を証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに市長に所定の請求書により補助金の交付の請求をし、市長は、これに基づき補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(転入後補助金の交付)

第12条 第9条の規定により補助金の交付を受けた者が、当該交付を受けた日から起算して1年以内に本市に転入した場合は、第7条の規定にかかわらず、補助金の交付を申請することができるものとする。

2 前項の規定による補助金（以下この条において「転入後補助金」という。）の交付を受けようとする者（次項及び第5項において「転入後交付申請者」という。）は、転入した日から起算して60日以内に、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 世帯全員の転入後の住民票の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 転入後補助金の額は、転入後交付申請者に係る補助対象経費（第4条第3項に規定する補助対象経費を除く。）から転入後交付申請者が直近に交付を受けた補助金の額（第4条第3項に規定する補助対象経費に係る額を除く。）を差し引いた額と、第5条第1項各号に定める額とを比較し、その少ない方の額とする。

4 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

5 転入後補助金の交付は、1回を限度とし、転入後交付申請者が転入後交付申請時に属している世帯に属する者が転入後補助金の交付を受けていない場合に限り、受けることができるものとする。

6 第8条から第11条までの規定は、転入後補助金の交付について準用する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の倉敷市移住等希望者支援交通費補助金交付要綱の規定は、令和3年5月1日以後に交付申請のあったものについて適用し、同日前に交付申請のあったものについては、なお従前の例による。